

宇都宮市地域生活支援体制の機能を担う事業所の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者の重度化・高齢化や親なき後に備え、障がい者の地域生活を推進することを目的とした地域生活支援体制の機能を担う事業所の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(地域生活支援体制の定義)

第2条 この要綱において、地域生活支援体制とは、「地域生活支援拠点等の整備促進について」(平成29年7月7日障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において示された地域生活支援拠点等のうち、居住支援のための機能を備えた複数の事業所等による面的な体制をいう。

2 地域生活支援体制は、次の各号に掲げる機能を備えるものとする。

- (1) 親元からの自立等に当たっての相談や地域での暮らしの相談等、障がい児者やその家族からの相談に応じる機能
- (2) 緊急時の相談支援、介護者の突発的な急病等の場合に備え、短期入所における緊急受入を行う機能
- (3) 親元からの自立等に当たって、グループホームや短期入所において宿泊体験等を提供する機能
- (4) 専門的な対応を行うことができる体制の確保やそのような支援を行うことができる専門的な人材の養成を行う機能
- (5) コーディネーターの配置や地域の体制構築等を行う機能

(体制の機能を担う事業所の登録)

第3条 市長は、次に掲げる要件のすべてを満たす事業所を地域生活支援体制の機能を担う事業所として登録するものとする。

- (1) 地域生活支援体制の趣旨に賛同し、自発的に登録を希望し、各種機能を担い実施するものであること
- (2) 別に定める基準に該当しないものであること

(登録手続等)

第4条 地域生活支援体制の機能を担う事業所に登録しようとする事業所(以下「申請事業所」)は、地域生活支援体制を担う事業所登録申請書及び運営規程の写しを、市長に提出するものとし、登録内容に変更が生じた場合は、地域生活支援体制を担う事業所変更届出書を提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、第3条に基づいて審査し、登録することが適当であると認めるときは、地域生活支援体制を担う事業所登録簿に記録し、申請事業所に対して地域生活支援体制を担う事業所登録決定通知書により通知するものとする。

(登録事業所の公表)

第5条 市長は、登録事業所の名称、所在地等を市ホームページその他の広告媒体を活用して公表することができる。

(登録の抹消)

第6条 市長は、登録事業所が次のいずれかに該当するときは、登録事業所の登録を抹消するものとする。

- (1) 第3条に規定する登録の要件を満たさないとき
- (2) 廃業又は倒産したとき
- (3) 登録事業所が地域生活支援体制を担う事業所登録抹消届出書を市長に提出し、登録事業所の抹消を申し出たとき
- (4) その他登録事業所を登録しておくことが適当でないと市長が認めたとき

2 市長は、登録事業所の登録を抹消するときは、地域生活支援体制を担う事業所抹消通知書により通知するものとする。

(情報の交換等)

第7条 市及び登録事業所は、必要に応じて、情報の交換を行うことができる。

2 市長は、必要に応じて、市と登録事業所の相互間の連携強化、情報交換及び連絡調整を図るため、連絡協議会を設置することができる。

(遵守事項)

第8条 登録事業所の職員又は職員であった者は、正当な理由なしに職務上知り得た情報を漏らしてはならない。

(様式)

第9条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文（令和3年3月31日告示第114-7号）

令和3年4月1日から適用する。